

平成27年9月24日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成27年9月24日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	山下 俊和
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

なお、議案第19号、工事請負契約の締結について（平成27年度多度津町離島送水管（高見板持地区）布設替工事）の、1議案が追加提出されておりますので、ご報告致します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番小川保君、8番古川幸義君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

まず、9月16日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

総務教育常任委員会の結果を報告致します。

平成27年9月16日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第3号、多度津町手数料条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第4号、平成27年度多度津町一般会計補正予算（第2号）について。

議案第5号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）について

議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）について。

議案第7号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）について。

議案第8号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）に

ついて。

議案第9号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算（第2号）について。

議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第11号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第12号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について。

議案第13号、平成26年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について。

議案第14号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

議案第15号、平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

議案第16号、平成26年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算認定について。

請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書。

審議結果。

議案第2号から議案第16号及び請願第1号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、マイナンバー制度の認知度について、多度津町の状況はどのようになっているのか。

一つ、マイナンバーの通知を簡易書留で受け取らなかった場合どうなるのか。

一つ、マイナンバーの通知を拒否することはできないのか。

一つ、マイナンバーカードがなくても、住民票を受け取ることはできるのか。

一つ、マイナンバーを利用して、民間企業の給与情報のデータを税務署に送るようになったときに、セキュリティ問題を考えていく必要があるのではないか。

一つ、農業法人の場合、各個人番号を法人のほうへ登録する必要があるのか。

一つ、マイナンバーの導入により、コンビニなどで各種証明書が取得できるよう検討してもらいたい。

一つ、1市2町が共同で学校給食を調理するようになった場合、配送時間を30分以内にするため、運搬車購入費、運転手の人件費が発生すると思うが、

これらの経費はどこが負担するようになるのか。

一つ、学校給食調理場の建設について、共同で行う場合だけでなく、単独で行う場合も検討しているのか。

一つ、平成28年度から学校給食調理における正規の現業職が減る予定だが、共同給食調理場が完成するまで、どのように運営していくのか。

一つ、1市2町による共同給食調理場建設の最終結論はいつになるのか。

一つ、現状として、給食の残飯量はどのようになっているのか。また、残飯を少しでも減らせるように、子どもたちが残さないような献立を検討していただきたい。

一つ、し尿収集運搬業務用車の新たに購入する場合、価格はどれぐらいになるのか。また、償却年数はどれぐらいか。

一つ、減債積立金と建設改良積立金の未処分利益剰余金は、どの時点で積立金として整理するのか。

一つ、高齢者居場所づくり事業は、どのような内容を行っているのか。

一つ、堀江新開住宅にある特定公共賃貸住宅の空きを解決するために、民間業者に募集を斡旋してもらうことはできないのか。

一つ、家中住宅の跡地の今後利用はどのように考えているのか。

一つ、自転車で運転する際、中学生だけでなく小学生にもヘルメットの着用を促すことはできないのか。

一つ、国民健康保険の都道府県単位化について説明をしていただきたい。

一つ、今後の国民健康保険会計の動向について、どのように推測しているのか。

一つ、下水道使用料の不納欠損について説明をしていただきたい。

一つ、安保法案自体が違憲であり、国民の理解を得られなかったこと、自衛隊の暴走が国会で明らかになったことなどから、請願第1号を採択していただきたい。

一つ、安保法案は現在、国会において慎重に議論されているところであるので、現段階では意見書の提出をすべきでないと考えするため、請願第1号に反対する。

一つ、自衛隊に入隊した人は海外で戦争をするために入隊したわけではなく、救助活動を行うために入隊したと思っていること、法案を通してから国民の理解を得ることは本末転倒であるため、請願第1号を採択していただきたい。

一つ、多くの憲法学者がPKO法制時にも違憲としているが、PKOが国際社会で高く評価されていること、自国防衛のための時代に合った法整備が必要であることから、請願第1号を採択すべきはない。

一つ、若者を戦場に送らせないことに賛同する県内の女性議員が集まり、立憲主義を原則として平和憲法を守る強い覚悟と決意をもって、政府に対し、集団的自衛権の行使容認と憲法解釈に反対し、安保法案を廃案することで話し合ったところであるので、請願第1号を採択していただきたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、マイナンバー制度の認知度を高めるため、資料の自治会配布を今月末に行い、個人番号カードの申請方法等を広報で知らせるようにしている。

一つ、マイナンバーの通知を簡易書留で受け取らなかった分は、多度津町役場に戻ってくるので、各課協力体制の下、受け取ってもらえる方法を考えていきたい。

一つ、マイナンバー制度は国の制度であるため、町で通知拒否の有無を決めることはできない。

一つ、マイナンバーカードがなくても、従来どおり、住民票を受け取ることは可能である。

一つ、マイナンバーの利用によるセキュリティ対策として、エルタックス専用回線を使っている場合は問題ないが、民間企業自体が所有している情報に関しては、国のほうで民間企業のセキュリティ対策を検討してもらう必要があると思っている。

一つ、農業法人の場合も、他の企業と同様、各個人番号を法人のほうへ登録する必要があるので、取り扱いに注意していただきたい。

一つ、マイナンバーの導入により、コンビニなどで各種証明書を取得できるようにするためには、コスト面等の問題があるので、検討させていただきたい。

一つ、1市2町が共同で学校給食を調理するようになった場合の経費の負担については、まだ具体的に決まっていないのが現状である。

一つ、学校給食調理場の建設を単独で行う場合も検討したが、多度津町内で建設できる場所を探すのに苦慮しているのが現状である。

一つ、平成28年度から学校給食調理における正規の現業職がいなくなるので、共同給食調理場が完成するまでは、退職者や臨時職員、嘱託職員で賄っていこうと考えている。

一つ、1市2町による共同給食調理場建設の最終結論は、支障のない範囲内で判断する。

一つ、ここ数年、給食の残飯処理費が同じなので、給食の残飯量は以前と変わっていないと思っている。また、残飯を少しでも減らせるように、栄養士の方が子ども達に給食を残さず食べてもらえる献立を日々切磋琢磨して考えているので、今後も続けていきたいと思っている。

一つ、し尿収集運搬業務用車を新たに購入する場合の最新情報は把握できていないが、10年以上前に購入した当時の価格は約650万円である。また、減価償却年数は多度津町使用のバキューム車の場合、4年である。

一つ、減債積立金と建設改良積立金の未処分利益剰余金は、条例で処分できるようになっている。

一つ、高齢者居場所づくり事業は、閉じこもりの高齢者に外出の機会を増やし、いきがづくりを目的とする事業で、26年度は様々な講座を行っている、ひざし会に対し補助している。

一つ、公共賃貸住宅は行政が公募によって募集するのが原則であるが、手法の一つとして、民間業者による募集の斡旋ができるかどうか、県の住宅課等に問い合わせを検討したい。

一つ、家中住宅の跡地の今後利用については、平成23年度に策定した町営住宅長寿命化計画により、新しい住宅を建設する予定としている。

一つ、自転車を運転する際、小学生がヘルメットを着用することについては、ヘルメットの重さによる首の負担や、成長による頭の大きさが変わるなどの理由から、結論が出ていない状況である。

一つ、国民健康保険の都道府県単位化について、平成30年度を目途に行い、今後、都道府県単位の国保運営協議会を設置し、標準保険料を協議し進めていく予定である。

一つ、今後の国民健康保険会計の動向として、歳入については、平成26年度が予測より多く入ってきたが、今後、持続されることはない想定しており、歳出については、今後も増加すると想定されるため、国保財政調整基金を積み立て、不測の事態に備えていきたいと考えている。

一つ、下水道使用料の不納欠損については、今回初めて行い、対象者が135名、対象期間が平成21年3月以前の料金に関して不納欠損している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号から議案第9号については、委員会として原案を可決し、議案第10号から議案第16号については、委員会として原案を認定し、請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他4件の報告があった。

以上で委員長報告を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

日程第3、議案第2号、多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(案) の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第3号、多度津町手数料条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第4号、平成27年度多度津町一般会計補正予算(第2号)につ

いてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第5号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算
(第1号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第6号、平成27年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療

所補正予算（第1号）についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第7号、平成27年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第8号、平成27年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算

(第1号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第9号、平成27年度多度津町水道事業会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定に

ついてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたします。

一般会計歳出において、款1. 議会費での香川人権研究所会費に2万円、款3. 民生費での社会福祉総務費としての人権同和施策事業に委託料及び負担金として355万4,309円、款10. 教育費での社会教育総務費としての人権教育事業費に負担金及び補助金として169万7,450円が支出され決算されております。

1965年に国の特別対策が始まり、37年間、また2002年(平成14年)3月31日の国の特別措置法失効により終了してすでに13年となり、地域と地域住民、町民を取り巻く環境は大きく変化をいたしました。

行政にとっても特別法の終了と一般施策への移行の事実は重いものとなっております。

特に学校教育においては、1. 学校教育としての教育活動と特定の立場に立ち、政治運動、社会運動とは明確に区別し、教育に運動を持ちこませないこと、2. 「部落」「被差別部落」「同和地区」などの言葉を用いた指導をしないこと、3. 特定の地域に対して「ここは同和地区」「ここは部落」と告げることを許されないことを徹底することなどが求められています。

日本国憲法の人権と民主主義、住民自治権確立の理念を地域社会で活かし実現することを目標として「いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができる地域社会を目指しての地域人権の確立」が謳われております。

また住民は誰もが人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和な生活を送ることを願い、日本国憲法はこれを「基本的人権の重要な柱」として保障しております。

住民自治を基本とする地方自治体は、こうした基本的人権を保障する為「住民の命と暮らしを守る砦」として重要な役割を担っております。

また自治体は「この国の民主主義の重要な土台」でもあります。

そして「憲法をくらしの中に生かし、住みよい地域社会」の実現を目指すことを掲げております。

そして「人権、教育と自治を守る」として、大部分の自治体は多少の逆流があっても同和行政の終結は不可逆的な流れとなっていることであります。

国の同和対策の終結を受けて、全国の地方自治体も終結の方向に動いており、終結の仕方も行政のトップの決断の終結と審議会の議論を経た終結の2つですが、もちろん、その背景には多くの住民による粘り強い運動があったことは住民自治の観点から無視できないものであります。

全国の各自治体によって違いはあるものの、現在、同和行政の終結は着実に前進してきております。

そこで最も重要なことは、法的根拠のない民間任意運動団体への対応をきっぱりやめることで同和行政を終了することが大切であります。

そのためには、1. 行政は中立性、公平性の立場であるにもかかわらず、これまで特定任意団体への行事、催し物に参加するのは中止すべきであります。

2. 同和問題に関する民間任意運動団体とのこれまでの関係を保ちつつ、補助金のみならず、他の各種人権施策の見直しを進めていくことは困難であります。

3. 自主的な行政施策を推進するため、あらゆる民間任意団体との関係を終了し、他の地域と同様に必要性に応じた一般施策を推進することが真の同和問題の解消に繋がるものであるので、対応の変更を決断すべきであります。

4. 町内に「特定団体」もなければ「特定地域」もない多度津町が「同和行政終結自治体」になることが今こそ必要であります。

従って、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については、法的根拠のない民間任意運動団体が行う様々な行事、研修会に町職員も含め参加する行政経費など公金支出の透明性を高め、公益性の観点から見直しをする必要があります。人権同和施策事業費、教育事業費などに予算を使って決算をするのではなく、これらの財源は、1. 町に「こども課」の設置で、子育て応援、支援や少子化対策、2. 移住定住促進事業、3. まちづくり活性化対策などに使うべきであり、議案第10号、平成26年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について改善すべき点があるので反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (志村 忠昭)

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第11号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第12号、平成26年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第14、議案第13号、平成26年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第15、議案第14号、平成26年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第16、議案第15号、平成26年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第17、議案第16号、平成26年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び、歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第18、議案第19号、工事請負契約の締結について(平成27年度多度津町離島送水管(高見板持地区)布設替工事)を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長(河田 数明)

おはようございます。

議案第19号、工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定によりまして次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

件名は、平成27年度多度津町離島送水管(高見板持地区)布設替工事でございます。

工事場所は、多度津町高見でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

5社を指名しておりましたが、1社より入札辞退届が提出され4社での入札となりました。

契約金額は1億5,120万円で、そのうち消費税額は1,120万円でございます。

参考までに請負比率は94.59%でございます。

受注者は、香川県高松市番町2丁目16番3号、株式会社フソウ四国支社、支社長原川崇でございます。

参考資料といたしまして、工事請負契約書および契約保証金に代わる保証書の写し、並びに位置図を添付いたしております。

なお工事内容といたしましては、内径75mmの波付鋼管がい装ポリエチレン管を579.38m布設、及び直径160mm、長さ500mmの鋳鉄防護管を1161個設置、並びに1t用の袋詰栗石、1列3袋を579.38m設置などでございます。

また、工事竣工日につきましては平成28年1月29日としております。

以上、誠に簡単ではございますが議案第19号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより質議を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第19号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第19、請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎忠義議員。

議員 (尾崎 忠義)

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成27年第3回多度津町議会9月定例会におきまして、9月1日火曜日に提出された請願第1号、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願の件について賛成の立場で討論をいたします。

憲法9条を破壊し、日本を「海外で戦争する国」につくり変える戦後最悪の明白な違憲立法である戦争法が安倍政権によって9月19日未明に強行成立されました。

安倍政権による空前の歴史的暴挙に満身の怒りを込めて抗議するものであります。

戦争法は憲法に背き、平和と国民の命を危険にさらし、立憲主義、民主主

義、法の支配を根底から覆すものであります。

今回の戦争法は、憲法の平和原則を踏みにじり、地球上のどこであれ「平時」から先制攻撃戦争に至るまで、自衛隊がアメリカ軍のあらゆる戦争を「切れ目なく」支援することを可能にしております。

アメリカ側が「日米が世界中のどこでも共に行動できるようになる」（カータ国防長官）と絶賛した新ガイドライン（日米軍事協力の指針）の実行法であります。

戦争法は、1. 政府の判断でいつでも自衛隊を海外派兵させ、アメリカ軍などの兵たん支援を行う「海外派兵恒久法」（国際平和支援法（新規））、2. 従来の海外派兵法、自衛隊法を全面改悪した「一括法」（平和安全法制整備法）などで構成されております。

内容は複雑多岐にわたります。

大きく分けて、1. アメリカ軍への兵たん支援（派兵恒久法、重要影響事態法（改定））、これらは周辺事態法を地球規模にするものであります。

2. 戦乱が続く地域での治安活動（改定PKO法）、駆けつけ警護など追加されたものでございます。

3. 集団的自衛権の行使（存立危機事態法）、4. 地球規模でのアメリカ軍防護（自衛隊法95条2項改定）などに区分されます。

他に集団的自衛権の行使として、アメリカ軍行動関連措置法など（発動要件の「武力攻撃事態」に集団的自衛権、つまり存立危機事態を追加したものであります。

そして自衛隊法では、アメリカ軍等の武器等防護、自衛隊員の処罰規定を拡大、そして存外邦人「救出」、アメリカ軍への「平時」の物品役務提供などの改定、その他として船舶検査法、国家安全保障会議設置などの改定でございいます。

今回世論調査で6割から7割に上る「今国会成立反対」の国民の声も圧倒的多数の憲法学者、最高裁判所や内閣法制局の元長官らの「憲法違反」との指摘もすべて無視し、戦争法の成立を強行した安倍政権の独裁政治を決して許すわけにはいきません。

安倍政権は戦争法について「国民の命と平和な暮らしを守りぬくため絶対必要」と繰り返してきました。

しかし4カ月近くの国会審議で明らかになったのは「国民の命と暮らしを重大な危険にさらすため廃止が絶対に必要な」法律だということです。

歴代政府の憲法解釈を180度覆し、戦争法に盛り込まれた集団的自衛権の行使は「存立危機事態」と判断すれば、日本が直接武力攻撃を受けていないのに、海外で武力を行使するというものであります。

アメリカがベトナム戦争やイラク戦争のような無法な先制攻撃の戦争を仕掛けた際、アメリカの武力行使に戦後一度も反対したことがない日本がアメリカの言われるままに参戦し、自衛隊がアメリカ軍と肩を並べて戦闘に乗り出す危険が生まれます。

相手国が日本に攻撃の矛先を向けてくることも避けられません。

「日本の防衛に資する」との口実で世界中どこでも平時からアメリカ軍を防護し、アメリカ軍が攻撃されれば自衛隊は反撃できるようになります。

現場の判断で自体が拡大をし、戦争状態になる恐れがあります。

戦争法は海外で戦争をしているアメリカ軍の「後方支援」つまり兵站も定めています。

「非戦闘地域」での活動に限るという「歯止め」を外し、これまで戦闘地域とされていた場所であっても自衛隊が弾薬の補給や武器の輸送などあらゆる兵站を行うことが可能になります。

兵站は武力の行使と不可分であり、国際法上合法的な軍事目標です。

政府は自衛隊が攻撃を受ければ武器を使用することを認めており、戦闘に発展することは必至です。

自衛隊が、国連が統括しない多国籍部隊に参加し、戦乱がなお続く地域で「治安維持」や「駆けつけ警護」の任務に就いて武器の使用もできるようになります。

多数の戦死者を出したアフガニスタンでの I S A F（国際治安支援部隊）のような活動にも参加する危険があります。

安倍政権は国会審議で戦争法が「絶対に必要」な根拠として挙げてきた「ホルムズ海峡の機雷除去」や「邦人輸送中の米艦防護」という例が非現実的な想定であることを自ら認め「立法事実」を示せなくなりました。

戦争法の狙いが世界のどこであれ、アメリカ軍とともに戦争に乗り出すことにあるのはいよいよ明らかです。

自衛隊創設以来1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していない戦後の平和の歩みを断ち切らせてはなりません。

また統合幕僚幹部の内部文書も明らかになり、自国民より米国最優先で暴走、従属の実態も判明し、本質は日米軍事協力指針（ガイドライン）実行法となっています。

戦争法は公布から6カ月以内の施行となり、内部文書のスケジュール表で示されていた運用計画が来年春にも実行に移され、訓練の加速、任務拡大が施行されようとしております。

政府は選挙での多数派で構成され、立法は最後には多数決で決められます。

しかし「多数」が常に正しいわけではありません。

「多数」に立脚した国家を憲法が縛り、暴走を止めるのが「立憲主義」であります。

しかし安倍政権が行った一片の「閣議決定」による解釈改憲は、時の政権が憲法を都合のいいように、いくらでも解釈できる道を開いてしまいました。

憲法の上に政府を置く独裁政治に繋がるものであります。

立憲主義の否定こそ、これだけの国民が民主主義の危険を感じて立ちあがった最大の要因と言えます。

日本中に大きく広がった国民的共同を更に発展させるときであります。

この戦争法を一刻も早く廃止に追い込み、その大本にある昨年7月の閣議決定を撤回させ、それを実現する新しい政府をつくるため力を合わせようではありませんか。

戦争法の強行成立のもとでも違憲の法律は廃止以外にないので、従って私は総務教育常任委員会に付託された請願第1号の表題の案を削除訂正した文面での「日本を海外で戦争する国」にする立法の廃止への意見書の提出を求める請願については採択すべきであり、賛成をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

ただ今、日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書についてであります。去る9月19日の参議院本会議にて安全保障関連法案が可決成立したので、意見書の提出の意味がないと私は判断いたします。

よって意見書の提出の請願には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

村岡議員。

議員（村岡 清邦）

事態が急変をしたということで若干請願の文言等が変更になる、こういったことは理解できますが、提案されている内容をそのものは私共が提案をさせていただきます。

しかしながら自体が急変したということで、文言の訂正等の時間がなかったということで、私はこの請願につきましては内容的には賛成ですが退席をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願ひ致します。

(村岡清邦議員、退席)

議長 (志村 忠昭)

他に討論は。

渡邊議員。

議員 (渡邊 美喜子)

今先程、村岡議員さんがおしゃってた部分に関して同感でございますので、私も退席させていただきます。

(渡邊美喜子議員、退席)

議長 (志村 忠昭)

他に討論はありませんか。

隅岡議員。

議員 (隅岡 美子)

今回の日本を「海外で戦争する国」にする立法案の廃案への意見書の提出を求める請願書について、本来であれば反対の立場で討論をしたいところですが、19日未明の参議院本会議で自民公明の与党両党と日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党などの賛成多数により可決成立をいたしました。

成立をした以上討論をしても無意味だと考えますので討論はいたしません。

以上です。

議長 (志村 忠昭)

他に討論はありませんか。

無いようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立をお願い致します。

(起立少数)

議長 (志村 忠昭)

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に、決定いたしました。

呼んできてください。

(村岡清邦議員、渡邊美喜子議員、着席)

議長 (志村 忠昭)

日程第20、議員提出議案第1号、多度津町議会会議規則の一部を改正する規則(案)の制定についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21、議員提出議案第2号、多度津町議会傍聴規則の一部を改正する規則(案)の制定についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22、議員提出議案第3号、議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配付の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第3号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第23、閉会中の継続調査についてを議題といたします。
この件につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと、認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了いたしました。

これにて、平成27年第3回定例会は閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時04分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 27 年 9 月 24 日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記